朝日ケ丘小学校子どもを育てる保護者と教師の会規約　・　特例

（目的）
第1条　朝日ケ丘小学校PTAの組織改編に向けた準備措置として、各種役員ならびに活動に関する本規約の下記条項を停止し、特例に従うものとする。

（停止条項と特例）
第2条　以下の本規約条項を停止し、特例を適用する。

本規約	特　例
（執行部・役員及び地域委員） 第5条　この会に、次の執行部・役員・地域委員・顧問教師を置く。 執行部　会長(1)・副会長(教頭を含む 3)・会計(2)・ 庶務(2)・書記(1)・会計監査(2) 役　員　各学年(4) 地域委員(各地区 2 以上) ※地域委員は朝日ケ丘小学校に在籍する児童の父母または保護者で構成する。 (但し、芦P・阪P・県P等の当番校にあたった年度は、この限りではない。) 顧　問　教師(4)	（執行部・役員及び地域委員） 第5条　この会に、次の執行部・役員・地域委員・顧問教師を置く。 執行部　会長(1)・副会長(教頭を含む 3)・会計(2)・ 庶務(2)・書記(1)・会計監査(2) 役　員　各学年より若干名 地域委員(各地区 2 以上) ※地域委員は朝日ケ丘小学校に在籍する児童の保護者で構成する。 (但し、芦P・阪P・県P等の当番校にあたった年度は、この限りではない。) 顧　問　教師(活動部と同数)
（機　関） 第9条　1　総会は、会長が招集し、原則として毎年1回開く。 臨時総会は、会長もしくは会員の3分の1以上の要求により、会長が招集する。 2　総会で決定する事項は、次のとおりとする。 (1)規約の改廃 (2)役員の承認 (3)活動の方針 (4)その他重要事項 3　総会は、会員の2分の1(委任状を含む)以上により成立し、議事は出席者過半数で決める。 4　運営委員会は、この会の執行部(会計監査を除く)・役員・教師代表で構成し、必要に応じて会長が招集する。 5　企画委員会は、この会の執行部(会計監査を除く)・各部長で構成し、本会の活動の企画立案にあたる。 6　部会は、各部員と顧問教師で構成し、必要に応じて部長が招集する。	（機　関） 第9条　1　総会は、会長が招集し、原則として毎年1回開く。 臨時総会は、会長もしくは会員の3分の1以上の要求により、会長が招集する。 会員の資格をもたない教職員・保護者も総会に参加することはできるが、議決権をもたない。 2　総会で決定する事項は、次のとおりとする。 (1)規約の改廃 (2)執行部役員および会計監査の承認 (3)前年度活動・決算報告および今年度活動計画案・予算案の承認 (4)その他重要事項 3　総会は、会員の2分の1(委任状を含む)以上により成立し、議事は出席者過半数で決める。 4　総会及び臨時総会の開催においては、運営委員会で承認を得た場合は、書面にて開催することができる。また全ての総会は同じ効力を持つこととする。 書面にて開催の際は、議事内容を書面にて会員に周知し、会員の過半数の議決書を以って書面により議決することができる。なお議決書の未提出・白紙提出は書面総会の内容に同意したものとみなす。　※1 5　運営委員会は、この会の執行部(会計監査を除く)・役員・教師代表で構成し、必要に応じて会長が招集する。 6　企画委員会は、特例適用中は休止とする。なお、運営委員会で再開の必要がないと認めた場合は、総会で承認を経て廃止することができる。 7　部会は、各部員と顧問教師で構成し、必要に応じて開催する。
（会　費） 第13条　この会の会費は児童数と教職員数とし、その活動内容が予め計画できるものについては当初に予算化する。但し、必要ある場合は、臨時に徴収する。	（会　費） 第13条　この会の会費はPTA活動に賛同した家庭の児童数と教職員数に合わせて徴収し、その活動内容が予め計画できるものについては当初に予算化する。但し、必要ある場合は、臨時に徴収する。

（その他の規則・細則との運用関係）
第1条　各種委員会ならびに活動に関連するその他規則・細則は、特例に従うこととする。なお不明な点があれば運営委員会の判断に従うものとする。

（本特例の改廃）
第2条　特例は、総会の承認を経て改廃することができる。

（本特例の期間・継続）
第3条　特例は、令和2年1月21日から令和3年度定期総会の日までに限るものとする。
また、運営委員会で必要と認めた場合は令和4年度定期総会の日まで継続することができる。ただし、令和4年度定期総会の日を超えて継続することはできない。

付　則　　この特例は、令和2年　1月21日から施行する。

朝日ケ丘小学校子どもを育てる保護者と教師の会規約細則・特例

朝日ケ丘小学校子どもを育てる保護者と教師の会規約・特例第3条に基づき、「細則」に代わり次の「細則・特例」を適用する。

第1条　執行部及び役員の選出方法
1　会長1名、副会長2名
(1)選考委員会にて保護者の中から選出される。
(2)選考委員会は、運営委員会で執行部の中から副会長1名を含む2名・役員の中から各学年1名ずつを選出し、教頭を加えた計9名にて構成される。 但し、会長は除く。
(3)原則として、会長・副会長は任期終了後5年間は、執行部・役員を免除する。
（但し、執行部・役員の選出が困難な場合はこの限りではない。）
2　会長・副会長以外の執行部役員は学年役員の中から選出する。
3　各学年役員の人数については、会長、副会長の協議をもとに前年度運営委員会で決定する。
4　各部部長は、特例適用期間中は選出しないこととする。
5　会計監査は、前年度役員（原則会計）の中から会長が依頼する。
（但し、1、2の項目において、芦P・阪P・県P等の当番校にあたった年度はこの限りではない。）

第2条　各委員会の役割
1　運営委員会
(1)運営委員会は、執行部（会計監査を除く）・役員・教師代表で構成し、必要に応じて会長が招集する。
(2)各部の活動報告ならびに保護者参加行事や学年からの意見・要望等を話し合い調整する。
議決によることもできる。
(3)PTA通信を発行して会員に報告する。
2　企画委員会は休止とする。
3　地域委員会
(1)各地区2名以上の地域委員と地域安全部により構成する。
(2)地域委員の活動内容
①集団登校班の編成、班名簿及び立番表の作成
②校外集会への出席
③地域委員会への出席
④転入生への連絡及びケア
⑤その他、地域児童の安全を図るための活動
⑥愛護部との連携による活動

第3条　各部の設置と役員数

1　この会に次の部会を設置し、顧問教師を置く。

愛護部　地域安全部　イベントサポート部

2　各部の役員数は、準備委員会までに会長、副会長の協議をもとに決定する。

第4条　各部の役割

1　愛護部

(1)　市の委嘱を受け、市の愛護委員と兼任し、市の愛護委員会に出席する。
(2)　児童の愛護に関する活動を行う。(校区内のパトロール、挨拶運動等)
(3)　子ども 110 番プレートの対応
(4)　子育て応援団交流会に出席
(5)　地域安全部との連携による活動

2　地域安全部

(1)　地域委員会の運営
(2)　朝の立ち当番・付き添い登校・放課後パトロールの推進
(3)　転入・転出・校区内転居の連絡
(4)　校区内安全対策マップの作成
(5)　地域児童の安全を図るための活動
(6)　子育て応援団交流会に出席
(7)　愛護部との連携による活動

3　イベントサポート部

(1)学校内での保護者参加行事を実施する。
(2)朝日ケ丘コミスク主催地域行事に参加、お手伝いをする。

第5条　役員の役割

学年より選ばれた役員は執行部、各部に所属する他以下の活動を行う。

(1)学級内または学年間の諸問題の話し合い及び親睦会は、学年役員にて企画、進行にあたる。
(2)学年役員の話し合いにより、学年毎に学年会計監査担当を1名選出する。(監査は前期・後期の年2回)

第6条　会計について

1　会計年度は、4月総会日から次年度4月総会日までとする。
2　この会の会費は、新年度5月1日現在のPTA活動に賛同した家庭の児童数と教職員数に合わせて徴収する。以後の転入者に対しては、「PTA 活動についての確認書」で入会意思を確認後、転入月から月割りにして徴収し、転出者への返金は原則として行わない。

第7条　この会の入会は強制加入ではないが、学校行事への参加や諸活動等のため全員加入が望ましい。

第8条　慶弔規定に関しては、別途定める慶弔規定に則る。

以　上